

団体商標の取扱いについて

1. 団体商標制度の導入

団体商標とは、事業者を構成員とする団体がその構成員に使用をさせる商標であり、商品又は役務の出所が当該団体の構成員に係るものであることを明確にするものである。

団体商標の保護については、パリ条約第7条の2において義務づけられており、我が国の商標法においても大正10年法において「団体標章制度」として明文の規定が設けられていたが、昭和34年法において、新たに導入された使用許諾制度によって、実質的な保護が可能であるとして削除された経緯がある。

平成8年における改正商標法において、団体商標が通常の商標とは異なる特質（a. 個々の事業者が登録することに馴染まず、団体が登録することとなるが、その団体自体が商品の生産や役務の提供等を行うことを必要としない。b. 当初から商標権者（団体）とは異なる者（構成員）による使用が予定されており、その構成員には、構成員たる地位を有する限り商標の使用をする権利が認められるべきであること。）を有している点、さらに、諸外国の制度との国際調和の観点を踏まえ、団体商標制度を改めて明文化した。

（参考）「団体標章」ではなく「団体商標」とした理由

大正10年法においては「団体商標」ではなく「団体標章」と規定していたが、いずれにしても、業として商品の生産等を行う者がその商品等について使用をするものであることには変わりがないことに加えて、団体自身が商品の生産・販売等を統一管理するとともに商標の使用をすることも少なくないという商取引の実状をも勘案して、平成8年の改正では、団体自身による商標の使用を認めることを明記したため、「団体標章」ではなく「団体商標」と規定し、引き続き商標として保護することとした。

2. 団体商標の主体の見直し

制度導入時において、団体商標の主体となり得る者は、「民法第34条の規定により設立された社団法人若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）又はこれらに相当する外国の法人」と定められていた。

その後、平成18年の意匠法等の一部を改正する法律（平成18年法律第55号）において、商工会議所等の構成員を有する法人格のある社団においてもその構成員に商標を使用させている実情があること、並びに、商標法第7条第1項において引用する民法第34条の社団法人は一般社団法人へ移行

することが当時から予定されており、当該一般社団法人には、公益性を有する従来の社団法人に加えて、公益性のない中間法人についても認められることになっていた（「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号）による改正）ことから、主体に関し、「民法第34条の規定により設立された社団法人」のほかに、「その他の社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）」を加える改正が行われ、従来の主体に加えて商工会議所、商工会、特定非営利活動法人等の構成員を有する社団についても団体商標の主体となりうることとなった。

さらに、その一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行（平成20年12月1日施行）に合わせ、関係法令を整備するための「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）」により、商標法第7条第1項の「民法第34条の規定により設立された社団法人」は、「一般社団法人」に改正された。

(参考)

改正法令	施行日	主体の内容
商標法等の一部を改正する法律 (平成8年法律第68号)	H9.4.1	民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）又はこれらに相当する外国の法人
意匠法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第55号)	H18.9.1	民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人その他の社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）又はこれらに相当する外国の法人
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成18年法律第50号)	H20.12.1	一般社団法人その他の社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）又はこれらに相当する外国の法人

3. 団体商標の登録の要件

(1) 商標法に定められた団体商標の登録の要件

商標法第7条は、その登録の要件として

- ① 商標登録出願人が一般社団法人その他の社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）又はこれらに相当する外国の法人であること。
- ② 商標登録を受けようとする商標がその構成員に使用をさせる商標であること。
- ③ 商標登録出願人が商標法第7条第1項に規定する法人であることを証明する書類を提出しなければならないこと。

を規定している。

なお、その他の登録の要件については、通常の商標と同様である。

(2) 商標法第3条第1項柱書の実務運用

団体商標における、商標法第3条第1項柱書（商標法第7条第2項により読み替えて適用）にいう、「団体商標の商標登録を受けようとする商標が「その構成員に使用をさせる」ものでないとき」とは、その団体及び構成員の双方が使用をしない場合ばかりでなく、その団体が指定商品又は指定役務について使用をするのみで、その構成員が使用をしない場合もこれに該当し、商標登録を受けることはできない。

4. 出願の変更

商標登録出願人は、団体商標の商標登録出願について、通常の商標登録出願又は地域団体商標の商標登録出願に相互に出願の変更をすることができる（商標法第11条）。

なお、商標法第11条第1項の規定により団体商標の商標登録出願を地域団体商標登録出願に変更する場合には同法第7条の2第4項に規定する「商標登録出願人が組合等であることを証明する書面」及び「商標登録出願に係る商標が第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明するため必要な書類」の提出、同法第11条第3項の規定により通常の商標登録出願を団体商標の商標登録出願へ変更する場合には同法第7条第3項に規定する書面（出願人が同条第1項に規定する法人であることを証明する書面）の提出が必要である。

ただし、国際商標登録出願については、出願の変更はできない（商標法第68条の13）。

5. 団体商標に係る商標権の取扱い

団体商標に係る商標権であっても、その権利の内容や範囲については基本的に通常の商標権と同じであるが、その特殊性（商標法第7条に規定されて

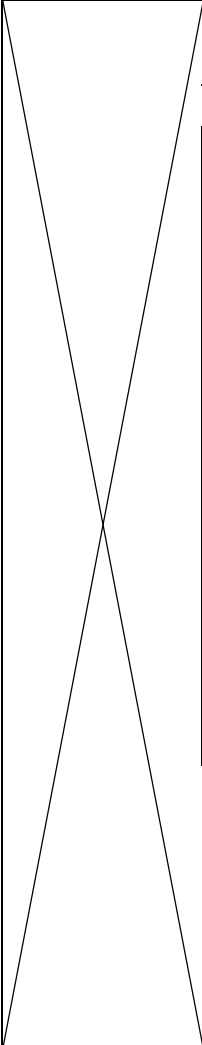
いる権利主体の要件) から、権利の移転(商標法第24条の3)や、構成員の登録商標の使用をする権利(他人の使用を禁止する権利はない。商標法第31条の2)のように、通常の商標権とは異なる取扱いが設けられている。

また、国際登録に基づく団体商標に係る商標権については、移転の特例(商標法第68条の24)が設けられている。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項柱書」の審査基準](#)
- [「第7条\(団体商標\)」の審査基準](#)

(参考 団体商標の主体となり得る日本の法人 (太線枠内) の概略図)

法人格無し	法人格有り		
	社 団	組 合	財 団 等
	一般社団法人 (公益社団法人を含む。)	事業協同組合 その他の特別の法律に より設立された組合 (例) 農業協同組合 商工組合等	一般財団法人 (公益財団法人を含む。)
	その他の社団 (会社を除く。) (例) 商工会議所 NPO法人等		特別の法律により設立さ れた財団等 (例) 医療法人 (財団) 職業訓練法人 学校法人 宗教法人等
	株式会社、合資会社等		

(注) 学校法人等は、一般社団法人その他の社団 (法人格を有しないもの及び会社を除く。) 若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合 (法人格を有しないものを除く。) ではないことから、商標法第7条第1項により、団体商標の登録を受けられる団体とはならない。